

等切拂候義、可爲勝手次第候、

右之通、京都最寄御領私領寺社領共、不洩様可相觸候、

正月

山高

〔地方凡例錄 一下〕一山高之事

村中入會の山ありて、山稼をいたすに付、山高を請け、本途並の年貢を出して、村高に結び入、此山高の結びやうハ、檢地の節反別を改ることもなく、山稼の助成を見積り、納め來る役米其村の免合等を見合せて高に直す、又村により新檢を請け、古檢の高に不足有之とき、古高ハ減じがたく、山稼も有之に付てハ、山高を請けて本高に合せおくこともあり、又ハ嶮岨巖壁等にて無之山ハ、反別を改め、田畑石盛の位に應じて、高に結ぶこともあり、是又下々畑山畑などいふ名目にて、實ハ畑にてハ無之、粗朶立木等の山あり、是等を山高とハ不申、畑高に入ることなり、

たて山

〔倭訓栞^{中編十三}〕たてやま 人を禁じて、草木を伐採ざるの山をいへり、西土に封綿上山といへる是也といへり、

札山

〔塚本文書 三十〕以上

和氣之郡山之儀、從當年札山に被仰付候間、即札を取、山へ入可申候、併斧伐堅停止に候若拔札仕候者、なにかま、牛馬之儀ハ不申及、其主曲事可申付候、於様子者、垂水半左衛門、多賀長九郎可申渡候也、

慶長九

中村主殿助

三月廿七日

正勝 花押

備前和氣郡

總百姓中